

生活衛生とちぎ

編集・発行

公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市埴田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市埴田1-1-20 TEL028(623)3110

令和元年度定期総会を開催

栃木県生活衛生同業組合協議会(加賀田敏雄会長)は、7月9日、宇都宮市内のホテルニューイタヤにおいて、総勢約200名の出席の下、令和元年度定期総会を盛大に開催しました。

開会に先立ち加賀田会長あいさつの後、「会長表彰」を行い、生活衛生功労者10名、優良従業員1名、優良事務職員2名を表彰後、多年に亘りご指導いただいた県生活衛生課前課長高橋正典様以下7名の方々に会長感謝状を贈呈させていただきました。

その後、ご来賓として出席いただいた、福田富一栃木県知事、早川尚秀県議会議長、加藤久美子日本政策金融公庫宇都宮支店長、斎藤公則県食品衛生協会長、大内康子県生活学校連絡協議会長様からご祝辞を頂戴した後、受賞者を代表して理容組合 直井睦様が謝辞を述べ議事に入りました。

議事は、加賀田会長が議長となり、すべての提出議案が満場一致で採択され、引き続き、報告事項である協議会理事及び監事の選任、(公財)栃木県生活衛生営業指導センターの令和元年度事業計画等について報告し、無事終了いたしました。

総会終了後、懇親会に移り、まず北村一郎副知事からごあいさつを頂戴し、森澤隆県保健福祉部長の乾杯のご発声で祝宴となりました。懇親会には14名の特別会員さんも出席され総勢約150名の出席を得、大盛況の酒宴となりました。最後に、すし組合新理事長の藤咲幸生氏の中締めでお開きとなりました。



福田知事のご祝辞

～ご出席いただいた会員の皆様、ご協力ありがとうございました。～

組合事務局長等会議を開催

8月7日、ホテル丸治で各組合の事務局関係者18名の出席の下、「第1回生活衛生同業組合事務局長等会議」を開催しました。消費者懇談会や経営者講習会など令和元年度の各事業について事務局から説明がありました。

新規事業としては、生衛組合の活動実態調査があります。生衛組合の活性化・組織強化を図るうえで必要な実情を把握するための基礎資料を整備するために行われます。9月～10月に調査票に各生衛組合で記入いただき、当指導センターに提出していただく予定です。

また、生産性向上事業として、厚生労働省が昨年3月に策定した「生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアル」の更新事業が実施されます。県の段階では、これらマニュアル等を活用して個別相談事業やモデル事業が始められているとの説明がありました。

今年度も組合の皆様にご支援・ご協力をいただき、各種事業の推進と新たな課題に取り組むことにしています。



第1回支部長、特相員部会長、支部事務局長等合同会議を開催

7月2日、宇都宮市内のニューみくらにおいて、県生活衛生課の八木沢課長、坂井課長補佐ご臨席のもと、協議会の支部長、経営特別相談員部会長、支部事務局長等による合同会議を開催しました。

会議では、平成30年度の事業実績報告とともに令和元年度の支部事業の事業計画等について確認しました。八木沢課長からは「協議会にはいろいろな事業を実施してもらっている。行政の限られたマンパワーでは、7,000店舗を超える生衛施設への指導には限界があるので、それを補完する意味で協議会との連携は重要と考えている。今後ともよろしくお願ひしたい。」とのあいさつをいただきました。

また、生衛業特別指導事業（指導カルテ）の結果について、当センターの田辺専務から「後継者が決まっていないという店が7割を超え深刻な後継者難が判明した。生衛業界において事業承継のあり方等は喫緊の課題であり、ついでに、11月26日に日本政策金融公庫と共催で事業承継の研修会を開催するので、多くの方に参加いただきたい。」という発言があり、併せて、巡回指導による顔の見えるやりとりが重要である一方、特相員さんのコメントから巡回指導のご苦労がうかがえるとの話も出たところです。

今年度も、各支部におかれては経営講習会や消費者懇談会、特相員特別指導事業等の実施と、11月の生衛組合活動推進月間へのご協力についてよろしくお願いいたします。



八木沢課長あいさつ



指導センターからのお知らせ

クリーニング師研修&業務従事者講習の開催

クリーニング師及び業務従事者の方は、3年を超えない期間ごとに1回の研修等の受講が義務付けられています。

今年度は第11クール（令和元～3年度）の初年度でテキストが改訂され、対象地区ごとに下記の日程で実施します。該当する方には受講案内を郵送しますので必ず受講してください。

なお、対象地区以外の方も受講できますので指導センター（☎028-625-2660）あてお問い合わせください。

研修・講習	開催日	会場	対象地区
クリーニング師研修	令和元年10月2日（水）	サンプラザ（栃木市）	県南地区
クリーニング師研修	令和元年12月11日（水）	そば割烹日晃（鹿沼市）	県西地区
業務従事者講習	令和元年11月13日（水）	矢板イースタンホテル（矢板市）	県北地区
業務従事者講習	令和2年2月5日（水）	そば割烹日晃（鹿沼市）	県西地区

理事長就任にあたって



栃木県寿司商生活衛生同業組合理事長 藤 咲 幸 生

私は、本年6月から前任の田村理事長より理事長の職を引き継ぎ栃木県すし商生活衛生同業組合の理事長に就任いたしました、藤咲幸生です。

全国的にすし店の減少が著しく、新たな担い手も減っている背景がありますが、栃木県においても同じような現象が起っています。しかし一方では、インバウンドによる外国人観光客の増加によるすしへのニーズが増えているという現状も起こっております。また栃木は海なし県にもかかわらず、全国でもすしの消費単価がトップクラスというデータも存在しており、ビジネスにおいてはチャンスと捉えることもできます。

このように様々な背景を捉え、組合加盟店の営業サポートや後継者育成、地域におけるすし職人の創出などの問題・課題を、各事業を通じて取り組んでおります。さらには全国すし商組合とのパートナーシップを図り、すし店における海外の動向や全国のトレンドなどもいち早くキャッチし地域社会へ反映していきたいと考えております。

そして、生活衛生営業指導センターをはじめとする各組合とも横の連携をとり地域の活性化にも努めてまいります。

結びに、日本の伝統文化であるすし業の発展に寄与し、各種団体、組合のご指導を賜りながら組合員が成長できる組織基盤を構築していきますので、よろしくお願い申し上げます。

協議会宇都宮支部長就任にあたって



栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部長 福 田 治 雄
ホテル丸治代表取締役 (宇都宮市泉町)

この度、令和元年7月30日付をもちまして、栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部長に就任いたしました、ホテル旅館組合の福田です。

前任の美容組合 黒子和夫さんよりバトンを受け、微力ではございますが組合員の皆様と手を取り合いながら、支部の発展のために、支部長の職を全うする所存でありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

生活衛生関係営業を取り巻く環境は、依然として厳しく課題は多々ありますが、それぞれが、初心を忘れることなく日々努力をし続けていくことが、生き残り、更には発展につながると思いますので、支部全体で協力し、生活衛生関係営業の健全化と衛生水準の向上に努めていきたいと考えております。

そのため、我々特相員は、常に組合員に寄り添い相談・支援を行うため、日々知識の習得など資質向上に努めるとともに、指導カルテ等を活用し組合員の相談に耳を傾けたり一緒に考える姿勢が重要と考えます。それがひいては組合自体の信頼性の向上にも繋がるものと思いますので、特相員の方々の一層のご尽力とご協力をお願い申し上げますとともに、関係各位には、今後とも引き続きご指導ご厚情を賜りますようお願いいたします。

支部だより

矢板支部総会の開催と新支部長のご紹介

令和元年 7 月16日（火）、栃木県塩谷庁舎において、令和元年度定期総会を開催し、来賓として栃木県県北健康福祉センター手塚公也主幹、矢板健康福祉センター薄井忠孝所長、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター大島晃事務局長の出席をいただきました。

平成30年度の事業報告や令和元年度の予算など第1号から第5号まで、全ての議案について承認可決されました。第5号議案の役員改選では、平成29年度から1期、2年間支部長を務めた美容業組合塩谷支部の渡辺稔氏が勇退され、理容組合矢板支部の篠原栄一氏が新支部長として就任することが承認されました。

篠原新支部長のもと、令和元年度の各種事業の活動を通じて、各組合員の経営の安定及び衛生水準の向上を図っていきたいと思います。

組合だより

軽減税率の経営講習会を開催（めん組合）

栃木県めん類業生活衛生同業組合は、令和元年度経営講習会として「軽減税率（消費税）に関する説明会」を7月10日（宇都宮市）、12日（佐野市）、18日（鹿沼市）に開催しました。

今回は、時間的・地理的制約がある組合員に対して県内3か所で実施することで、より利便性が高まり総参加者数46名の組合員に参加いただきました。



講習会の内容は、まず、軽減税率制度の概要と飲食業における対応のポイントについて関東甲信越国税局の須藤様より丁寧な説明があり、その後、東芝テックの宮口様から軽減税率対応のレジの導入に当たって具体的な使用事例や補助金制度の活用などの説明を受けました。

軽減税率は、本年10月1日から実施されることが決定されていることから、受講者は真剣に受講され活発に質問も発言されていました。直接レジや会計に携わる方ではない店舗の方が出席されていたこともあり、理解できない所もあったようですが、担当者が配布資料を熟読し不明な点を後日事務局に問い合わせることで、フォローしていくこととなりました。

指導センターからのお知らせ

弁護士無料法律相談のお知らせ

相談の申込みは予約が必要ですので、指導センターまでお電話ください。☎ 028-625-2660

開 催 日	会 場	開 催 日	会 場
① 9 月25日（水）	県南健康福祉センター	②10月16日（水）	宇都宮市保健所
③11月 6 日（水）	県東健康福祉センター	④11月27日（水）	今市健康福祉センター
⑤12月 4 日（水）	安足健康福祉センター	⑥12月18日（水）	宇都宮市保健所

※開催時間は、午後1時30分から3時30分です。

※県北地区は終了しました。

組合だより

消費者懇談会を開催（料理組合）

7月30日、料理組合は宇都宮文星短期大学の調理師ユニットの皆さん14名、瑞穂野保育園学童の皆さん25名と消費者懇談会を開催いたしました。

まず、加賀田修一理事長から和食の基本、「出汁」の種類や作り方などについてのお話を聞いていただき、実際に飲み比べを行いました。子供たちは真剣な顔で聞いてくれました。

その後、調理実習を行い「贅沢ちらしずし」「蛤真丈のお吸い物」「あんみつ」を8班に分かれて作っていただきました。試食後、食べた感想を聞いてみると、私たち組合員が思っていた想定とは違い「和食が好きだ。」という声がとても多くてびっくりしました。「毎日食べたい。」「出汁がおいしかった。」「蛤真丈がおいしかった。」などと、とても好印象でした。

私たちは、若年層の和食離れの進展と料理屋の利用客減少は何か関係あるものと考えていましたが、実際には子供達の和食への意識は良好であり、今後、組合の事業展開や組合員の営業の工夫により、引き続き料理屋の発展が見込めることを再確認しました。今後もこのような機会を設け、消費者の声を組合活動、組合員の営業の参考になればと思いました。



県からのお知らせ

「栃木県消防団応援の店制度」について

県では、地域防災の中核として活躍している消防団員を地域ぐるみで応援する、「栃木県消防団応援の店制度」を実施しております。登録店のお申し込みは随時受け付けておりますので、御協力をお願いします。

栃木県消防団応援の店
登録のメリット

- ①県のHPにて、消防団応援の店として広報されます。
- ②県内約1万5千人の消防団員とそのご家族等の利用が期待できます。
- ③地域貢献でイメージアップができます。

応援の店に
登録いただくには...

- ①消防団員やその家族等を対象にサービスを提供していただきます。
- ②サービス内容はお店で自由に決められます。
- ③サービスの費用負担はお店でお願いします。

申し込み方法について

栃木県消防団応援の店登録申請書（県HP掲載）に必要事項を記載の上、郵送、メール、FAXにて県消防防災課まで提出をお願いします。

＜お問い合わせ先＞

栃木県 県民生活部 消防防災課 地域防災担当

TEL：028-623-2127

FAX：028-623-2146

MAIL：syoubou@pref.tochigi.lg.jp

新たな後継者育成支援事業 (フォローアップモデル事業) のご紹介

平成30年12月からインターンシップ事業のフォローアップモデル事業として宇都宮短期大学附属高校調理科に「めん打ちクラブ」が発足され、めん組合等の支援の下、「第9回全国高校生そば打ち選手権大会」に出場することとなりました。本誌では、出場される部員と担当教諭からの寄稿文を掲載させていただきます。(指導センター事務局)

伝統文化の素晴らしさ

私たち「そば部」は、男子3名、女子3名の計6名で結成され、栃木県めん組合及び全麺協の芳田時夫先生、尾林武雄先生のご指導の下、練習に励み半年が経とうとしています。私は、そばを食べるのは好きですが、打つことは初めてで不安でした。

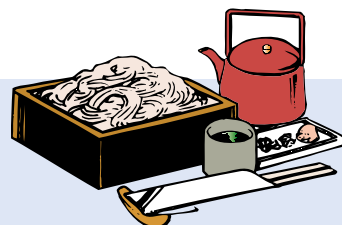
初めて打ったそばは、団子のように固まってしまい、とてもそばと呼べるものではありませんでした。練習を重ねるにつれ、徐々に上手に打てるようになりました。その日の気温や湿度、また粉の状態によっても水の量や混ぜるときやこねるときの力加減が変わることがわかり、そばに触るだけでどのくらい水を加えればいいのか分かるようになりました。いろいろと経験をし、そばの奥の深さを知りました。

今年の夏は、全国そば打ち選手権大会に初めて出場します。チームの団結力と一人ひとりの技術を磨き、上位入賞できるよう日々努力しています。大会は、全国から31校が集まります。準備の段階から技能審査チェックが始まり、それぞれ採点されます。

夏休みに入り、大会に向けた本番同様の練習がスタートしました。制限時間の40分は、大きな壁として私の前に立ちはだかります。しかし、大会では最大限の力を発揮したいと思います。初めての大会で慣れない環境ですが、いつも支えてくださる方々、応援してくださる方々に感謝し、恩返しできるよう全力を尽くしたいと思っています。

また、来年は今年の経験を活かし、チームの中で切磋琢磨したいと思っています。年内には後輩が入部します。自分達が教わる側から教える側になるので、今以上の知識と経験を得て後輩に伝えたいと思っています。来年夏の大会では、全国優勝できるよう精一杯練習に取り組みます。

宇都宮短期大学附属高等学校 調理科2年 小林千春



「後継者育成事業とフォローアップモデル事業を受けて」～宇短附高 三上先生のご寄稿～

本校では、県生活衛生営業指導センターの後継者育成事業として、県めん類業組合と県寿司商組合による「めん、寿司」特別講習会を毎年開催していただいています。

専門職人の高度な技術と豊富な知識を目の当たりにして、生徒たちは感動とあこがれの念をいただき自身も一流の職人になりたいと「めん、寿司」の業界に多くの卒業生が就職しています。

更に、フォローアップモデル事業として、昨年度から「めん打クラブ(部活動)」を創設し、そば打ちを指導いただいています。今年8月26日(月)には、全国高校生そば打ち選手権大会に出場することができました。出場生徒6名は、「そば打ち経験は全く無かったのですが、組合の先生方からご指導いただき、大会に出場することができました。優勝できるように頑張ります。」と意気込んでいます。

今後も国民の健康増進、食文化の継承などをになう調理師の卵である生徒たちに、温かいご支援とご指導いただきたくよろしくお願いいたします。

宇都宮短期大学附属高等学校調理科主事 三上秀平



めん打ちクラブ生徒6名

生衛特別指導事業（指導カルテ）にみる 本県生衛業界における後継者問題の実態（指導センター）

平成29年度に実施した生活衛生営業経営特別相談員による指導カルテを活用した巡回指導（生衛業特別指導事業）の結果から、本県生衛業界における後継者問題の実情が判明したので報告いたします。

調査方法等

調査期間：平成29年7月～平成30年2月、調査店舗数：1,343店舗

営業形態 ～個人経営が8割以上～

営業形態は、個人経営81.4%、有限会社18.4%、株式会社5%であった。

従事者数 ～約9割は零細企業～

従業員数は、1～2人61.8%、3～5人27.3%、6人以上10.9%であった。

後継者の有無 ～7割以上で後継者不在～

後継者の有無については図1に示したとおり、後継者が決まっている28%、決まっている72%と7割以上は後継者不在であった。

後継者との関係 ～後継者の9割は親族～

後継者が決まっていると回答した経営者を対象に、後継者との関係を探ねたところ、子供などの親族90.6%、親族以外の役員、従業員8.3%であった。

希望する承継方法 ～廃業やむなし約6割～

後継者が決まっていないと回答した経営者を対象に希望する事業承継方法を探ねたところ、図2のとおり、親族23.1%、事業譲渡9.7%、役員や従業員4.9%、外部からの招聘3.6%であったが、一方で廃業やむなしと回答した経営者は58.7%と約6割を占めた。

図1 継者は決まっているか？

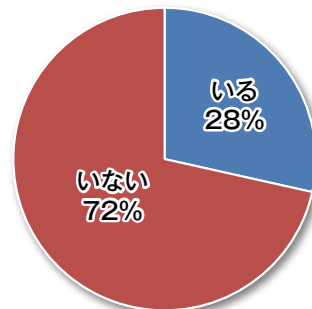
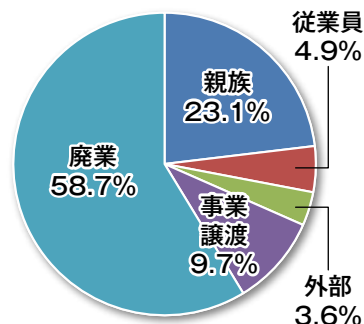


図2 希望する承継方法は？



今回の調査から生衛業界においては、7割以上のお店で深刻な後継者難に陥っています。その内約6割の経営者は廃業やむなしと考えている現状が分かりました。

今後、各組合と指導センターは、業界が抱える後継者問題に対応するため、後継者育成支援事業の一層の推進と事業承継手法に関する啓発活動などへの取組強化を行う必要があります。

衛生管理セミナーのご案内

指導センターと日本政策金融公庫宇都宮支店は、事業承継のあり方と受動喫煙防止対策について専門家によるセミナーを開催します。（参加費無料）

1 日時 令和元年11月26日（火）14：00～16：00

2 会場 宇都宮市保健所大会議室

3 講演① 「事業引き継ぎの可能性発見セミナー」

～～店主が引退してもお店は残せるかもしれません～～

講師：長島孝善氏（知的資産経営研究所代表／中小企業診断士）

講演② 「受動喫煙防止対策について（仮題）」

講師：日本たばこ産業株式会社

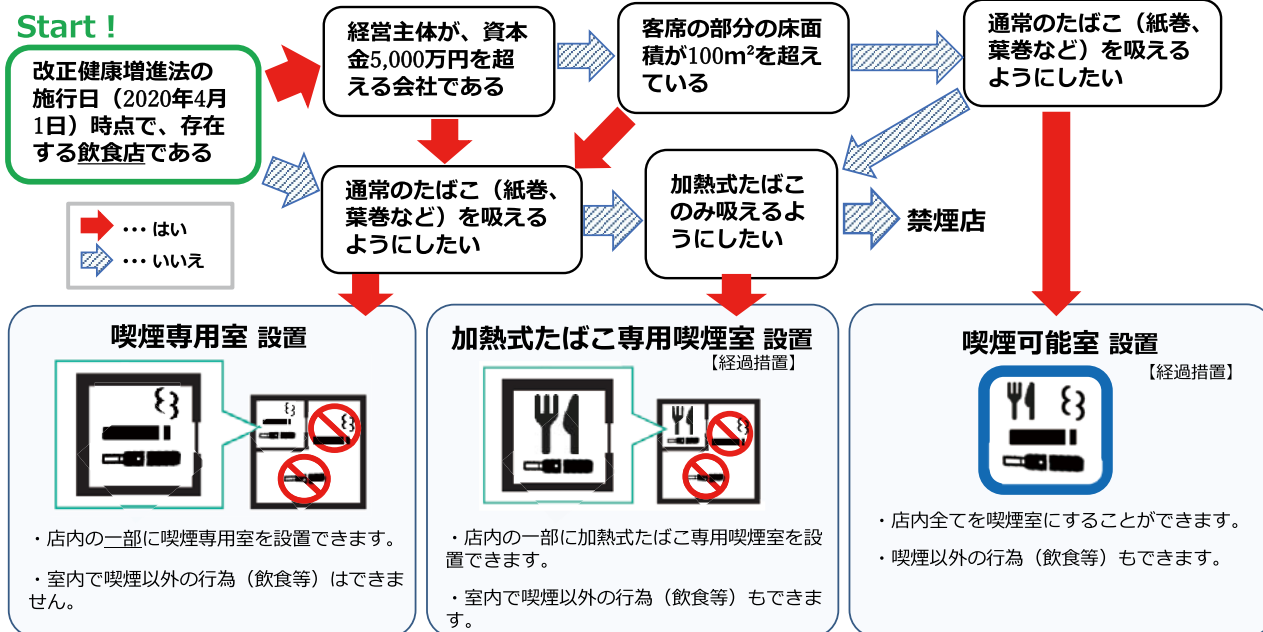
栃木県内事業者の皆様へ

2020年4月から、飲食店を含む複数の方が利用するお店等は 原則屋内禁煙となります！



改正健康増進法により、**2020年4月1日から**複数の方が利用する全ての施設・事業所等は、**原則屋内禁煙が義務**づけられます。但し、例外として喫煙室等の設置が認められています。どんな喫煙室を設置できるかは、お店の設置時期・資本金・客席面積等により異なりますので、以下のフローチャートで御確認ください。

Start !



喫煙室を設置する場合、以下の点にもご注意ください。この他にも、様々なルールの遵守が必要です。詳しくは、**健康長寿とちぎ**

WEBを御覧ください！



施設に喫煙室がある場合、標識の表示が義務付けられます。



20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに入らねばなりません。



従業員への受動喫煙対策も講ずることが必要です。



義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

受動喫煙対策(事業者向け)説明会を開催します！ぜひ御参加ください。

日時 9月11日(水) 14:00～ 場所 栃木県自治会館 4階大会議室 その他 参加費無料、事前申込制(定員200名)

指導センターからのお知らせ

～指導センター新事務局長に大島 晃 氏が就任～

おしまあきら



5月から空席となっていました事務局長席に7月1日から、大島晃氏が就任されましたのでご紹介します。



略 歴

昭和50年栃木県庁入庁、県生活衛生課食品衛生係長、食肉衛生検査所長、動物愛護指導センター所長などを歴任し、平成25年から(公社)栃木県食品衛生協会専務理事兼事務局長、本年3月に退職(獣医師、HACCP普及指導員資格)

趣味は日帰り旅行や映画鑑賞など